



くらしの情報

令和4年度 消費者のつどい

南部地区 11月17日(木) 美波町日和佐公民館



今年度は132名の参加で開催しました。日頃の活動発表を行い、特産品の販売もいたしました。講演はうみがめ博物館学芸員の田中宇輝氏の「徳島と海亀とSDGsについて」うみがめは故郷がちゃんと残っていれば、必ず戻ってくる。美波町の砂浜がいかに重要な存在であるか。自然の状態が残すことが大切、そんなことを学びました。

(美波町 原田 村美)

東部地区 11月15日(火) シビックセンター さくらホール



徳島市長やご来賓をお迎えして、開催された東部のつどいは、韓国舞踊で開幕をし、講演は、三好真千先生が「脱炭素社会と私たちの生活」と題してお話し下さいました。その後、神山町の寸劇「悪質商法にご用心」。徳島広域と参加者一同、楽しく体を動かして閉会となりました。

(徳島市 中畑英美子)

西部地区 11月12日(土) 東みよし町中央公民館



西部地区の98名が参加し開催。特殊詐欺防止の啓発ダンス及び寸劇、三好市、東みよし町の活動報告。環境アドバイザー森紗綾香先生の講演「消費行動から考えるSDGs」もわかりやすく好評でした。各協会のご協力で特産品販売や作品展示、また会員が持ち寄り心を込めて生けた生花が皆様をお迎えしました。

(東みよし町 元木 誠子)

北部地区 11月18日(金) 上板町中央公民館



オープニングはお三味線の演奏で楽しく始まり、松茂町、鳴門市、阿波市、板野町、藍住町、上板町と約70名が参加。阿波市は令和3年の活動報告。松茂町は「プラスチックゴミを減らそう」、板野町は「古典詐欺」をテーマに発表。記念講演は大西智城氏に「男女に生きる喜び」と題して楽しい講演をいただきました。感謝。

(上板町 福原ハナ子)

発行 ● 特定非営利活動法人徳島県消費者協会

TEL (088) 625-8285(代)

FAX (088) 625-8312

E-mail nposhouhi@eagle.ocn.ne.jp

【徳島駅からお越しの場合】アミコビル(旧そごう)2階入口から、建物内エレベーター・エスカレーターにて、7階までお越しください。「徳島県消費者情報センター」内にあります。





東 部 地 区

徳島市

令和4年11月15日東部地区消費者のつどいがコロナ禍の中開催された。地区の方達で作られた特産品を是非出品したいと言う熱心な声で販売ブースを設定。これが好評で賑やかな楽しいひとときとなった。又詐欺防止の面白おかしい寸劇とフレイル防止の楽しい体操があり、参加者の交流を深める良い機会となった。



いつまでも減らない詐欺事件には、根気よく年金支給日に警察とタイアップしてキャンペーンを行っている。食品ロス脱炭素には、一人一人の心がけで住み良い地球を残す為積極的に啓発活動を続けていく。(小谷 雅子)

神山町

新型コロナ対策で、今年度も総会は中止。7月に県道のゴミ拾いを実施した。10月の年金受給日に徳島名西警察署生活安全課の支援で、特殊詐欺防止キャンペーンをJA名西郡広野出張所前と広野郵便局前で実施した。



11月は東部地区消費者のつどいで、物販の実施及び「悪徳商法にご用心」と題して寸劇を発表した。12月は、神山町下分地区で開催の「よこの市」において、徳島県エコみらいとくしまの支援で食品ロスのキャンペーンを実施し、興味をもってくれた来場者にとぎやかなひとときを過ごせた。(阿部佐枝子)

11月は東部地区消費者のつどいで、物販の実施及び「悪徳商法にご用心」と題して寸劇を発表した。12月は、神山町下分地区で開催の「よこの市」において、徳島県エコみらいとくしまの支援で食品ロスのキャンペーンを実施し、興味をもってくれた来場者にとぎやかなひとときを過ごせた。(阿部佐枝子)



佐那河内村

令和5年2月5日、3年振りに開催された「佐那河内ふれあいまつり」会場に於て、振り込め詐欺防止キャンペーンを実施した。パネル展示や消費生活見守り手帳やマイバックを配り、来場者に改めて防止説明を行い意識づけをした。

また、牛乳パックを使ったイスや廃油石けん、腕カバーを展示販売した。村婦人会といっしょに「風呂敷エコ変化」といろいろな包み方も展示した。(長尾 久代)

徳島広域

当協会は、徳島駅前のアミコ東館7階(徳島市まちづくり協働プラザ)に移転し、基本偶数月の第1火曜日10時から例会を行っている。

県協会の動向、伝達そして会員相互の意見交換をし、後半は学びの講座で専門的な話を聴講している。春秋の研修旅行も楽しみの中で、最近では計画倒れが多かった中、昨年11月に25名の参加で3列1人掛けの大型バスを使い十分な感染防止をして行った。行き先は姫路海軍航空隊があった鶉野飛行場跡で神風特攻隊が出撃したとの話をボランティアガイドから聞いて平和である事を祈念した。もう1ヶ所は江崎グリコでポッキーの近代的製造法を見学し、歴史を懐かしみ会員相互の交流も楽しんだ。(西岡 節子)

南 部 地 区

小松島市

コロナ禍も3年が過ぎ、当協会でも活動が制限されたが、中でも会員相互の情報共有や親睦のため「花と野菜の部」「手作りの部」では、年末年始を「寄せ植え」と「生け花」で迎えようと例年通り実行した。年会費を集金したものの、活動ができていないという事で、助成金を出し格安で花材を提供するとあって殆どの部員が参加し好評を得た。



3月にはマスク生活も制限が緩む事になり、花咲く春には以前のように研修旅行や「料理の部」での地産地消料理等に会員一同笑顔で取り組みたい。(里村 真澄)

西部地区

鴨島町

当協会では、新型コロナウイルス感染防止対策に努めながら積極的に活動を進めてきた。

8月には『一日体験学習（新聞紙で作るブローチ）』、9月から計3回『初心者向けスマホ教室』、10月・12月には吉野川市役所と阿波吉野川警察署の協力を得て『食品ロス・振り込め詐欺防止キャンペーン』、12月には県食肉事業協同組合連合会主催の『一日料理教室（牛肉おにぎりと豚肉回鍋肉サラダ作り）』を実施した。毎月1回の役員会では、令和6年に鴨島町で開催予定の西部地区消費者のつどいに向けて『手作りの記念品』を心を込めて作っている。



今後も幅広い取り組みで、自分の消費が社会や世界とつながっていることを自覚し、「自分で考える消費者」になれるよう活動を進めたい。

(後藤田佳代)

美馬市

5月30日ゴミゼロ作戦、7月13日総会が3年ぶりに会員の協力のもと実施でき、「最近の消費者トラブルについて」と題した講演があった。活動として、藍染を行なったが、それにとどまらず身のまわりに存在する茜、玉ねぎの皮、桜、背高泡立草、姫紫苑などで染色した。自然物の淡く繊細な色調に触れ感動した。また、使われなくなった着物などをワンピース、上着、スカート、おそろいのバックなどにリメイクし再び命を与えた。そして、11月12日西部地区消費者のつどいに、それらを展示すると共に研修をした。今後、さまざまに意識の変化するなか、環境への配慮と責任を考慮した対策と活動の大事さを痛感した。実り多い1日となった。

(逢坂 洋子)



東みよし町

11月に東みよし町で西部地区消費者のつどいが開催された。アレンジ生花をあちらこちらに生け和やかな雰囲気の中で行うことが出来、来場者にも喜んでいただけた。これに先立ち、会員が栽培した藍でタオルハンカチとポンポンを生葉染めし、お土産とした。



又研修は2月にタオルにスナップを付けた「スリッパ雑巾」と厚紙、新聞紙、紙ナプキンを貼り合わせた「小物入れ」を作成した。



フードドライブではみんなの協力のもと、穀物、調味料、日用品等1,000点余を社協へ納めることができた。

(藤本千代子)

北部地区

藍住町

11月7日、愛媛大学の竹下浩子先生による「カカオ豆からチョコレートを作る」講習会があった。すり鉢ですりつぶしたカカオ豆に砂糖とバターを混ぜて型に入れ、冷蔵庫で30分程冷やせば出来上がる。それを待つ間、カカオ豆農園での児童労働問題とフェアトレードについて学んだ。子供達は劣悪な環境で賃金も安く学校にも行けない。事業者が適正な価格でカカオを購入することにより、労働者の賃金は上がる。子供達も学校へ行ける。少し割高でもフェアトレードマークの商品を選びたいと思った。



(久米川千代)



『新型コロナウイルス 「5類」引き下げへ』

国内で感染が確認されてから3年が経過し、新型コロナウイルスの全国の新規感染者は減少傾向が続いている。

これを受けて、政府は、5月8日から現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」へ引き下げを決定した。ウィズコロナに向けて、コロナ禍から平時に向けて、大きな転換を迎えることは間違いない。そして、

5類への引き下げを受けて、さまざまな措置が緩和されるにつれて、私たち国民の感染対策への意識の低下も心配されるところだ。

今後は、感染者や濃厚接触者への法的な待機期間はなくなるが、相談体制や、重症化リスクの高い高齢者への対応については継続される。マスク着用については、3月13日以降は個人の判断を尊重することとなっているが、手指の消毒・部屋の換気など基本的な感染対策を引き続き行いながら、少しずつイベントや旅行など日常の楽しみも徐々に取り戻していきたいものだ。

「消費者契約法改正について」

靈感等による知見を用いた勧誘による消費者被害の深刻化に対応するため、消費者契約法が改正され、令和4年12月10日成立、令和5年1月5日施行された。

今後、靈感商法の被害を生じさせないための法制度の整備である。

以前より、消費者契約法に、靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権の規定はあったが、この規定が必ずしも活用されていないことなどを踏まえ、取消権を行使できる範囲を拡大することとなった。

また、同法の取消権の行使期間を、被害に気付いてから3年。契約から10年に延長。現行規定に基づく時効が成立していない契約には、取消期間の延長を遡及して適用される。

困ったときや不安に思った場合は、一人で悩まずにお近くの消費生活センターへ相談してください。



情報掲示板

徳島県消費者情報センター

フリマサービスのトラブルに注意！

ネット上のアプリやサイト等を通じて、個人同士が商品を取引することができるフリマサービスのトラブルが増加しています。特に、購入者からは「商品が届かない」、「届いた商品に問題があったのに、返品に応じてもらえない」、出品者からは「商品を送ったのに、購入者が受取手続きをせず代金が支払われない」等の相談が寄せられています。

フリマサービスは、商品を売買する場を提供するサービスであり、売買契約は出品者と購入者との間で直接成立します。トラブルが起こった場合には、フリマサービス運営業者は介入せず、当事者間での解決を求められることが多いため、注意が必要です。

トラブルを防ぐためには、取引相手の情報や商品の状態等について十分に確認した上で、慎重に取引を行うようにしましょう。また、利用規約や違反行為等についても理解しておくことが大切です。

(メールマガジン 2022年11月29日配信)

令和5年度消費者月間統一テーマ

「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」

社会のデジタル化の発展に伴い、新たな消費者トラブルが発生している。

私たち消費者もデジタルサービスについて正しい知識とモラルを持ち、消費生活をより一層豊かなものにしていきたいものだ。

令和5年度 行事予定

■2023第19回消費者まつり

と き：令和5年5月27日(土)
と ころ：ときわプラザ(予定)

■徳島県消費者協会総会

と き：令和5年5月23日(火)
と ころ：徳島市シビックセンター4階
さくらホール

■徳島県消費者大学校

と き：令和5年6月3日、10日、17日、24日、7月1日、8日、15日、22日の各土曜日 計8回(予定)
と ころ：とくぎんトモニプラザ(アミコビル東館9F)

■徳島県消費者大学校大学院

と き：令和5年9月5日、12日、19日、26日、10月3日の各火曜日 計5回(予定)
と ころ：とくぎんトモニプラザ(アミコビル東館9F)

